

京都大学北部キャンパス機器分析拠点共同利用規程

令和 3 年 3 月 22 日

拠点長裁定制定

(趣旨)

第1条 この規程は、京都大学北部キャンパス機器分析拠点（以下「拠点」という。）が共用設備として認定した設備、機器等（以下「設備等」という。）の共同利用について必要な事項を定めるものとする。

(設備等)

第2条 この規程において対象となる設備等は、別表1に掲げるものとする。

(利用資格)

第3条 設備等を利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 京都大学（以下「本学」という。）の教職員又は学生
- (2) 国、地方公共団体、国立大学法人若しくは大学共同利用機関法人、独立行政法人又は教育研究を事業目的とする法人若しくは団体に所属する者
- (3) 企業等において研究開発に従事する者
- (4) その他北部キャンパス機器分析拠点拠点長（以下「拠点長」という。）が認めた者

(利用申請)

第4条 設備等を利用しようとする者は、拠点長に申請書（様式）を提出して、その承認を受けなければならない。

(利用承認)

第5条 拠点長は、前条により利用申請があったときは、その承認又は不承認を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

- 2 設備等の利用承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用日時を変更し、又は利用を取り止める場合には、承認を受けた利用予定日（複数日に連続してまたがる場合はその初日）から起算して原則10日前までに拠点長に申し出て、その承認を受けなければならない。

(利用料)

第6条 利用者は、次条に定める方法により、別表1に定める設備等の利用料金及び別表2に定める技術補助等における技術料（以下「利用料」という。）を納付するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、拠点長が特別の理由があると認めるときは、利用料の全部又は一部を免除することができる。

- 3 一旦納付された利用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用料の全部又は一部を返還する。

- (1) 前条第2項の利用日時の変更又は利用の取止めを承認した場合
- (2) 拠点の都合により承認を取り消し、又は設備等の利用を停止させた場合

(利用料の納付方法)

第7条 利用料の納付は、次の各号に掲げる方法によるものとする。

- (1) 大学運営費については予算振替によるものとする。
- (2) 受託研究、寄附金、本学に交付される補助金及び間接経費については、費用の付替によるものとする。
- (3) 本学で経理する研究者に交付される補助金については、利用負担金通知書により請求

するものとする。

- (4) 本学以外の機関に所属する者については、本学の発行する請求書により定められた期日までに、指定口座に振り込むものとする。

- 2 前項に規定する納付方法により難いと拠点長が特に認めた場合は、拠点長が納付方法を別に定めることができる。

(利用者の遵守事項)

第8条 利用者は、設備等の利用に関し、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用を承認された目的以外に利用しないこと。
- (2) 設備等を第三者に利用させないこと。
- (3) 設備等を初めて利用する場合は、必要に応じて拠点が指定する事前講習等を受講すること。
- (4) 設備等に特別の工作をし、又は現状を変更しないこと。ただし、拠点長が認める場合を除く。
- (5) 拠点の設備等の保全に努めること。
- (6) その他拠点長が指示する事項

- 2 利用者は、設備等に異常があるときは、速やかに拠点長に報告し、その指示に従わなければならない。

(利用の停止)

第9条 拠点長は、次の各号のいずれかに該当する場合、設備等の利用承認を取り消し、又は設備等の利用を停止させることができる。

- (1) 利用者が、この規程に違反し、又は違反するおそれがあると拠点長が認めるとき。
- (2) 利用者が、共同利用申請内容に虚偽の記載をしたとき。
- (3) 利用者が、利用料を本学が指定する期日までに納付しないとき。
- (4) 本学の管理上の事由により設備等の利用に支障があると拠点長が認めるとき。

- 2 前項第1号から第3号までの事由により設備等の利用承認を取り消し、又は設備等の利用を停止させたことにより利用者に損害を及ぼすことがあっても、本学はその責めを負わない。

(原状回復)

第10条 利用者は、設備等の利用を終えたとき（前条第1項の規定により利用承認を取り消し、又は利用を停止させた場合を含む。）は、速やかに原状に回復するとともに、拠点長の検査を受けなければならない。ただし、拠点長が不要と認めたときは、この限りでない。

(損害賠償)

第11条 利用者は、その責に帰すべき事由により設備等を滅失又は毀損したときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密保持)

第12条 拠点に所属する教職員、設備等を直接管理する教職員及び利用者は、次の各号のいずれかに該当するものを除き、設備等の共同利用等により知り得た一切の情報を、相手方の書面による事前の同意なしに第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。

- (1) 既に公知となっている情報
- (2) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報

- (3) 相手方から当該情報を入手した時点で、既に自己が保有していた情報
 - (4) 相手方から知り得た情報によらず、自己が独自に開発した情報
 - (5) 相手方から当該情報を入手後、自己の責めによらずして公知となった情報
 - (6) 裁判所、行政機関等の公的機関から法令に基づき開示を命ぜられた情報
- (事務)

第13条 設備等の共同利用に関する事務は、北部キャンパス機器分析拠点運営推進室及び北部構内事務部において処理する。

(疑義等の解決)

第14条 この規程その他の規則等に定めのない事項が生じた場合及び解釈に疑義が生じた場合は、その都度拠点長及び利用者が協議の上、解決に努めるものとする。

(規程の変更)

第15条 拠点長は、以下の場合に利用者の同意を得ることなくこの規程を変更できるものとする。

- (1) 規程の変更が、利用者の一般の利益に適合するとき。
- (2) 規程の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、設備等管理上の必要性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

2 前項による規程の変更に当たり、規程の変更をする旨及び変更後の規程の内容並びにその効力発生日を、効力発生日までに拠点のホームページへの掲示又は電子メールによる通知その他の適切な方法により、利用者に周知するものとする。

(別の定めがある場合)

第16条 第3条から前条までの規定にかかわらず、別表1に適用する規程の定めがある設備等の共同利用の手続その他必要な事項については、それぞれ当該規程の定めるところによる。

(その他)

第17条 この規程に定めるもののほか、設備等の共同利用に関し必要な事項は、拠点長が定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

1. 本申請書は、北部キャンパス機器分析拠点運営推進室へ提出してください。
2. 申請内容に変更が生じた場合は、速やかに北部キャンパス機器分析拠点運営推進室へ連絡してください。

別表 1. 設備等の利用料金

設備等 番号	設備等名称	メーカー名	設備等 保有部局	利用単位	単価			備考
					第3条第1号に 掲げる者	第3条第2号に 掲げる者	第3条第3号に 掲げる者	
S-1	クリーンルーム		理学研究科	京都大学大学院理学研究科低温物質科学研究支援室共同利用規程の定めに従う				
S-2	高磁場高周波核磁気共鳴装置 JEOL ECA600	日本電子㈱	理学研究科					
S-3	設計システム・小型工具 (3次元CADシステム、定盤、ドライバー 等)	Dassault Systemes SolidWorks Corporation 他	理学研究科	京都大学大学院理学研究科技術部研究機器開発支援室共同利用規程の定めに従う				
S-4	工作機械(旋盤、フライス盤、ボール盤、 マシニングセンタ、溶接機等)	㈱滝澤鉄工所 他	理学研究科					
S-5	放電加工機	三菱電機㈱ 他	理学研究科					
S-6	熱造形3Dプリンター	エス.ラボ㈱	理学研究科					
S-7	光造形3Dプリンター	Formlabs社	理学研究科					
S-8	集束イオンビーム加工装置(FIB) Quanta 200 3DS	米国FEI社	理学研究科					
S-9	電界放出形透過電子顕微鏡(FE-TEM) JEM-2100F	日本電子㈱	理学研究科	1時間当たり (設備等利用)	810円	8,390円	20,300円	
S-10	高磁場高周波核磁気共鳴装置 JNM-ECZ600R	日本電子㈱	理学研究科	1時間当たり (設備等利用)	870円	7,470円	20,600円	
S-11	波長分散型電子線マイクロアナライザ	日本電子㈱	理学研究科	1日当たり (設備等利用)	6,960円	10,800円	105,600円	
S-12	超解像顕微鏡 N-SIM-S+N-STORM	㈱ニコン	理学研究科	1時間当たり (設備等利用)	1,500円	3,380円	13,400円	
S-13	レーザーラマン分光光度計自動イメージング システム NRS-5100	日本分光㈱	理学研究科	1時間当たり (設備等利用)	1,440円	1,860円	8,000円	
				1日当たり (設備等利用)	11,520円	14,880円	64,000円	
S-14	超高感度示差型カロリメータ VP-DSCシス テム	米国GEヘルスケア 社	理学研究科	1日当たり (設備等利用)	120円	35,280円	122,400円	
S-15	X線回折装置 RINT-UltimaⅢ/KPC	㈱リガク	理学研究科	1時間当たり (設備等利用)	130円	530円	2,800円	
				1日当たり (設備等利用)	1,040円	4,240円	22,400円	
S-16	超高精度ESI-TOF MSシステム microTOFⅡ- KSⅡ	独国ブルカー・ダル トニクス社	理学研究科	1時間当たり (設備等利用)	3,870円	10,320円	21,100円	
A-1	高分解能X線CT装置	㈱島津製作所	農学研究科	京都大学大学院農学研究科森林科学専攻共同利用規程の定めに従う				
A-2	単結晶X線構造解析装置	㈱リガク	農学研究科					
A-3	電界放出形走査電子顕微鏡	㈱日立ハイテクノ ロジーズ	農学研究科					
A-4	超高感度MALDI-TOF MS	独国ブルカー・ダル トニクス社	農学研究科					
A-5	固体専用超伝導フーリエ変換核磁気共鳴装 置	米国バリアンイン コーポレーション 社	農学研究科					
A-6	超伝導フーリエ変換核磁気共鳴装置	米国バリアンイン コーポレーション 社	農学研究科					
A-7	高速液体クロマトグラフィーイオンモビ リティータンデム四重極リニアイオントラッ プ型質量分析計	米国エービー・サ イエックス社	農学研究科	京都大学大学院農学研究科応用生物科学専攻共同利用規程の定めに従う				
A-8	トリプル四重極型ガスクロマトグラフ質量 分析計	㈱島津製作所	農学研究科					
A-9	シングル四重極誘導結合プラズマ質量分析 計	米国サーモフィッ シャーサイエン ティフィック社	農学研究科					
A-10	X線テレビ検査システムS005	㈱島津製作所	農学研究科	1時間当たり (設備等利用)	5,900円			学内において放射線障 害予防規程の教育訓練 を受けた場合のみ利用 可能。
A-11	固体粘弾性測定装置 LOF・9932-001	仏国O1dB- Metravib社	農学研究科	1時間当たり (設備等利用)	820円	1,460円	4,200円	機器利用に必要な液体 窒素については、別途 学内単価により利用者 へ請求する。
				1日当たり (設備等利用)	6,560円	11,680円	33,600円	
A-12	超伝導マグネット AVANCEⅢ400Nルーチン NMR特別仕様	独国ブルカー・バ イオスビン社	農学研究科	1時間当たり (設備等利用)	300円	440円	1,500円	
A-13	走査型プローブ顕微鏡	㈱島津製作所	農学研究科	1時間当たり (設備等利用)	520円	810円	2,000円	
A-14	高速液体クロマトグラフ質量分析計	㈱島津製作所	農学研究科	1時間当たり (設備等利用)	700円	2,600円	3,600円	
				1回当たり (事前講習)	2,100円	7,800円	10,800円	
A-15	電子線トモグラフィ装置	日本電子㈱	農学研究科	1時間当たり (設備等利用)	650円	5,890円	10,100円	
				1日当たり (設備等利用)	5,200円	47,120円	80,800円	
				1回当たり (事前講習)	1,940円	17,670円	30,200円	
A-16	QuantStudio12KFlex リアルタイムPCRシス テム	米国ライフテクノ ロジーズ社	農学研究科	1回当たり (設備等利用)	2,000円	3,120円	16,400円	
A-17	微量天然化合物高速液体クロマトグラフ質 量分析装置システム LCMS-8030	㈱島津製作所	農学研究科	1時間当たり (設備等利用)	250円	820円	2,100円	
A-18	高速液体クロマトグラフ質量分析計システ ム	㈱島津製作所	農学研究科	1時間当たり (設備等利用)	490円	610円	1,300円	

設備等 番号	設備等名称	メーカー名	設備等 保有部局	利用単位	単価			備考
					第3条第1号に 掲げる者	第3条第2号に 掲げる者	第3条第3号に 掲げる者	
A-19	水晶振動子マイクロバランス応用・分子間相互作用解析システム	瑞国Biolin Scientific社	農学研究科	1時間当たり (設備等利用)	1,990円	3,630円	9,100円	
B-1	生命科学組換え体育成温室		生命科学研究科	京都大学大学院生命科学研究科生命動態共用研究施設共用研究機器利用内規の定めに従う				

1. 上記表中の単価は、利用単位あたりの設備等利用又は事前講習に係る金額（消費税相当額を含む。）であり、これにそれぞれの利用単位数を乗じた金額の合計額を設備等の利用料金とする。
2. 1時間未満の設備等利用及び1時間を超える設備等利用に係る1時間未満の端数については、それぞれ1時間の設備等利用として、利用料を算出するものとする。
3. 第3条第4号に掲げる者の単価は、当該者の所属・身分等を勘案のうえ、拠点長が指示するものとする。

別表2. 技術補助等における技術料

技術補助等を行う者	利用単位	単価
RA	1時間当たり	1,400円
教職員（技術職員、助教、講師、准教授、教授等）		4,400円

1. 技術補助等とは、利用者からの依頼等に基づいて行う下記の業務とする。
 - (1) 設備等保有研究室等のRA又は教職員が、利用時に立ち会って適宜行う操作等の補助
 - (2) 設備等保有研究室等の教職員との技術相談
2. 上記表中の単価は、1時間当たりの技術補助等に係る金額（消費税相当額を含む。）であり、これに利用単位数を乗じた金額を技術補助等における技術料とする。
3. 1時間未満の技術補助等及び1時間を超える技術補助等に係る1時間未満の端数については、それぞれ1時間の技術補助等として技術料を算出するものとする。